

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和 38 年岩手県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 次条から第 9 条まで、第 12 条及び第 13 条に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 2 条の 2 第 3 条、第 6 条から第 9 条まで及び第 12 条に定めるもののほか、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは、1 日につき 8 時間の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(電話交換手の勤務時間の割振り)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 総務部総合防災室に勤務する電話交換手の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する勤務時間中に、総合防災室長の定めるところにより、45 分の休憩時間を置く。</u></p> <p>(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 5 条の 3 本庁の部及び局、盛岡地方振興局（土木部岩手出張所、網取ダム管理事務所及び梁川ダム建設事務所を除く。）、県民生活センター、福祉総合相談センター並びに盛岡農業改良普及センターに勤務する職員（第 4 条、第 5 条、<u>第 5 条の 2</u> 及び第 9 条の規定の適用を受ける職員を除く。）のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 次条から第 5 条まで、<u>第 5 条の 3 から第 5 条の 7 まで、第 7 条から第 9 条まで</u>、第 12 条及び第 13 条に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 2 条の 2 第 3 条、<u>第 7 条から第 9 条まで</u>及び第 12 条に定めるもののほか、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは、1 日につき 8 時間の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第 5 条の 2 削除</u></p> <p>(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 5 条の 3 本庁の部及び局、盛岡地方振興局（土木部岩手出張所、網取ダム管理事務所及び梁川ダム建設事務所を除く。）、県民生活センター、福祉総合相談センター並びに盛岡農業改良普及センターに勤務する職員（第 4 条、第 5 条及び第 9 条の規定の適用を受ける職員を除く。）のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)
第5条の7 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員(第4条から第5条の2まで、第5条の4から前条まで及び次条から第9条までの規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。以下この項において同じ。)から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。

2・3 [略]

(都南の園の看護師等の勤務時間の割振り)

第6条 都南の園に勤務し、児童の看護に従事する者及び肢体

不自由者の更生指導に従事する者で園長が指定するものの勤務時間の割振りは、1日につき8時間の範囲内で園長が定めるものとする。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、園長の定めるところにより、45分以上の休憩時間を置く。

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 総務部総合防災室、県南広域振興局花巻総合支局農林部、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、食肉衛生検査所、都南の園、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間の範囲内で、別に割り振ることができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日の指定)

第10条 第6条から前条までの規定の適用を受ける職員については、1週間につき1日以上割合で所属長の指定する日を、週休日とする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)
第5条の7 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員(第4条、第5条、第5条の4から前条まで及び第7条から第9条までの規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。以下この項において同じ。)から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。

2・3 [略]

第6条 削除

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 総務部総合防災室、県南広域振興局花巻総合支局農林部、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、食肉衛生検査所、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間の範囲内で、別に割り振ることができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日の指定)

第10条 第7条から前条までの規定の適用を受ける職員については、1週間につき1日以上割合で所属長の指定する日を、週休日とする。

2 [略]

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。